



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会社名 東海染工株式会社  
代表者名 取締役社長 八代 芳明  
コード番号 3577 東証・名証第 1 部  
問合せ先 取締役管理部長 津坂 明男  
( TEL 052-581-8141 )

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

##### (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役は、職務執行・意思決定に係る以下の文書(電子記録を含む)その他の重要な情報について、社内規程に基づき適切に保存および管理を行う。

株主総会議事録と関連資料

取締役会議事録と関連資料

社内稟議決裁書と関連資料

その他取締役を決定者とする決定書類及び附属書類

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

企業活動及び経営戦略上のリスクに関しては、取締役が経営会議、各事業部ヒアリング等を通じて、常に情報を集約する体制にあり、リスクへの対応が必要な場合には、代表取締役が担当取締役を任命し必要な対応を行う。

また、内部統制上のリスクに関しては、リスク管理規程に基づき、リスクの特定・評価・対応を行うことで、その顕在化を未然に防止する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

代表取締役は、経営会議及び各事業部ヒアリング等を通じ、常に情報を集約・検討する体制をとっており、各担当取締役に業務執行を委任する事項及び施策を確認・指示している。

当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会、経営会議、各事業部ヒアリング等を開催し、迅速な意思決定と必要な情報を共有する体制をとっている。

また、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達及び、業務の効率化を図るために、社内の IT 環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を定める。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求は断固拒否し、毅然とした態度で対応する。

取締役は、企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先して垂範する。

#### 5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社ならびに当社グループは、内部統制基本規程、リスク管理規程等に基づいて、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、内部監査室による、内部監査規程、内部監査実施規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保する。

当社グループ会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、担当取締役は、当社グループ会社の主管者に対し、業務の適正を確保するため、期間毎に「業務執行にかかる誓約書」の提出を義務化している。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号・第2号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととする。

使用人の任命・異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役に事前の同意を得るものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役は、取締役会・経営会議に出席するほか、社内稟議決裁書・財務資料・当社の内部統制システムの運用状況・その他事項について適宜報告を求める体制をとっている。

取締役及び使用人は、監査役に対し以下の事項の報告を行う。

不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実。

会社に著しい損害及び利益を及ぼす恐れのある場合は、その事実

毎月の月次財務資料

上記の他、監査役が職務遂行上報告を受けると判断した事項

#### 8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役が監査が実効的に行われることを確保するために、必要に応じて本社各部門にて監査役の監査の補助及び協力を行う。

以上